

| | | | | | | | | | |
|------------------|---|---|---|---|---------------------|---|---|---|------------|
| | 3 前2号の建築物に 附属するもの | | | | | | | | |
| 沿 道 地 区 | 次に掲げる建築物以 外の建築物は、建築し てはならない。 1 倉庫 2 事務所 3 工場 4 店舗、展示場その 他これらに類する用 途に供する建築物で その用途に供する部 分の床面積の合計が 3,000平方メー トル以内のもの 5 前各号の建築物に 附属するもの 6 市長が公益上必要 と認めるもの | — | — | — | 1,000 平方メー トル | — | — | — | 25メ ートル |
| 産 業 地 区 | 次に掲げる建築物又 はその建築物に附属す るもので当該地区整備 計画区域の土地利用に 支障がないと市長が認 めるもの以外の建築物 は、建築してはならな い。 1 倉庫 2 事務所 3 工場 4 店舗 5 公益上必要なもの | — | — | — | 1,000 平方メー トル | — | — | — | 25メ ートル |